

第 5 回

熊本県議会

# 経済常任委員会会議記録

平成24年12月17日

開 会 中

場所 第 4 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 経済常任委員会会議記録

平成24年12月17日(月曜日)

午前10時0分開議

午前11時35分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成24年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

議案第5号 平成24年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第3号）

議案第7号 平成24年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）

議案第8号 平成24年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）

議案第41号 訴えの提起について

議案第46号 指定管理者の指定について

議案第55号 平成24年度熊本県一般会計補正予算（第10号）

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ①平成24年度基金事業の取組みについて
- ②就労・生活支援に関するワンストップサービスセンターの設置～熊本県と熊本労働局の一体的取組みについて～
- ③中国での商標登録出願に関する異議申立てについて
- ④観光交流スクエアの活用について
- ⑤荒瀬ダム本体等撤去工事の進捗状況について

出席委員（8人）

委員長 佐藤 雅 司  
副委員長 浦田 祐三子  
委員 村上 寅美  
委員 岩下 栄一

委員 平野 みどり  
委員 高野 洋介  
委員 高木 健次  
委員 泉 広幸

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

部長 真崎 伸一  
政策審議監 出田 貴康  
商工労働局長 森永 政英  
新産業振興局長 高口 義幸  
観光経済交流局長 松岡 岩夫  
首席審議員兼  
商工政策課長 木村 敬  
商工振興金融課長 伊東 英典  
労働雇用課長 大谷 祐次  
産業人材育成課長 古森 美津代  
産業支援課長 奥 蘭 惣 幸  
エネルギー政策課長 山下 慶一郎  
企業立地課長 渡辺 純一  
観光課長 小原 雅晶  
首席審議員兼  
国際課長 山内 信吾  
くまもとブランド推進課長 坂本 孝広  
企業局

局長 河野 靖

次長兼

総務経営課長 古里 政信

工務課長 福原 俊明

労働委員会事務局

局長 柳田 幸子

審査調整課長 橋本 博之

事務局職員出席者

議事課課長補佐 平 田 裕 彦  
政務調査課課長補佐 森 田 学

午前10時0分開議

○佐藤雅司委員長 ただいまから、第5回経済常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず議案等について、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いいたします。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いします。真崎商工観光労働部長。

○真崎商工観光労働部長 おはようございます。それでは、着座にて説明させていただきます。

商工観光労働部関係の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用状況及び当部の取り組みの方向につきまして御説明申し上げます。

日銀熊本支店が12月14日に発表した金融経済概観では、県内の景気は弱含みの状況とされています。

県内製造業の生産は、海外からの受注減少等を背景に、総じて弱めとなっております。

また、雇用情勢については、10月の有効求人倍率が0.67倍と低い水準で推移しており、厳しい状況が続いております。

景気の先行きについては、世界景気のさらなる下振れやデフレの影響など、依然として不透明な状況となっております。

商工観光労働部としましては、引き続き中小企業の資金繰り支援や雇用対策など、県内中小企業者、労働者に対するセーフティネ

ットの充実に努めるとともに、成長分野に重点を置いた施策を積極的に推進し、県内景気の浮揚に全力を挙げて取り組んでまいります。

それでは、提出議案の概要について説明させていただきます。

平成24年度12月補正予算について、お手元の経済常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

労働雇用課予算としまして、ふるさと雇用再生特別基金の事業費確定に伴う精算返納金1億7,600万円余の増額補正をお願いしております。

また、別冊資料になりますが、12月補正予算の追号議案としまして、国の経済対策に伴う緊急雇用創出基金への積み増し16億4,000万円の増額補正をお願いしております。

次に、債務負担行為の追加・変更が2件、繰越明許費が2件ございます。

条例等議案では、訴えの提起1件と、指定管理者の指定1件がございます。

そのほか、本日は平成24年度基金事業の取り組みと、熊本県と熊本労働局の一体的取り組みである就労生活支援に関するワンストップサービスセンターの設置、中国での商標登録出願に関する異議申し立て、観光交流スクエアの活用について、御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議よろしく願いたします。

○大谷労働雇用課長 労働雇用課でございます。

委員会説明資料の2ページを、お願いいたします。

失業対策総務費の国庫支出金の返納金でございますが、1億7,600万円余お願いしております。

これは、説明欄にありますように、ふるさ

と雇用再生特別基金の事業費の確定に伴う国への精算返納金でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

債務負担行為でございますが、緊急雇用創出基金事業について、限度額3億3,600万円余を5億6,800万円余に増額変更をお願いしております。これは、40歳未満の若年者の雇用と、職場実証を実施いたします若年者緊急雇用創出事業や、大学に就職推進員を配置する大学生就職推進員事業などの11事業について事業期間が25年までの2カ年間に及ぶため、債務負担行為の限度額を増額変更するものでございます。

次に、12月13日に追加提案をお願いしております平成24年度12月補正予算の追号議案について御説明申し上げます。別冊、経済常任委員会資料追号関係2ページを、お願いいたします。

失業対策総務費の雇用対策費でございますが、緊急雇用創出基金積立金について16億4,000万円の増額補正をお願いしております。

これは、説明欄にありますように、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の交付に伴う基金への積み増しでございます。積み増した基金は、今後成長が期待される分野、介護、医療、環境、エネルギー等において、雇用機会の創出を図ることを目的とした事業に充てることとしております。

次に、3ページをお願いいたします。

債務負担行為でございますが、緊急雇用創出基金事業について、限度額3億3,600万円余を4億700万円余に増額変更をお願いしております。これは、平成24年12月補正予算の債務負担行為の変更で、先ほど説明いたしました若年者緊急雇用創出事業について、事業規模を拡大するために増額変更するものでございます。これにより、3月中旬から8月までの間、105人を雇用する予定になっております。

それでは恐れ入りますが、通常の委員会資

料の9ページに戻っていただきたいと思っております。

議案第41号の、訴えの提起について説明いたします。

これは、熊本県中小企業従業員住宅の賃貸契約解除通知後も、借り受け事業者の代表取締役世帯が当該住宅に居住しており、建物の返還が行われず、また貸付料を延滞しているものなどから、建物の明け渡しと延滞貸付料等の支払い請求を行う訴えを提起するものでございます。

具体的には、11ページをお願いいたします。

この中小企業従業員住宅は、昭和43年から昭和59年までの間に、中小企業従業員の住宅確保等を目的に、県が厚生年金還元融資を受けて従業員住宅を建設し、これを中小企業主に20年間貸し付けを行いまして、貸付料を完納した場合にはその住宅を事業主に譲渡する事業でございます。制度は既に終了しており、現在は本案件のみの住宅のみが貸付料が完済されないことから、県の所有のままに残っております。

本案件につきましては、当初の賃貸借契約期間満了時に貸付料が完済されず、入居者もいたことから、契約を解除せず期間の定めのない契約として更新いたしまして、完済に向けての納付指導を行ってきたところでございます。しかし、貸付料の未納が解消されなかったことなどから、平成24年2月末に契約解除通知を送付し、建物の明け渡しを求め、同年3月に延滞貸付料の全額返済の催告をいたしました。しかしながら、現在も借り受け事業所の代表取締役世帯が当該住宅に居住しており、建物の返還がなされておらず、また貸付料の全額返済も行われていないという状況でございます。

訴えの内容といたしましては、当該住宅の明け渡しを借り受け事業所及び当該住宅に居住しております代表取締役世帯に対し請求

し、また借り受け事業所及び連帯保証人2人に対し、当初の賃貸借契約に基づく貸付料のうち、延滞している貸付料、その延滞金それから賃貸借契約の更新日から解除日までの貸付料、その延滞金、さらに契約解除から明け渡しまでの損害賠償金の支払い請求を行うものでございます。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○奥菌産業支援課長 産業支援課でございます。

資料4ページをお願いいたします。

この事業は、産業技術センターに超精密形状測定器を導入するためのものでございます。この装置は特殊な機器であるために、発注から納品まで数カ月を要するものでございます。進捗の都合上、導入が年度内に完了しないおそれがありますので、繰り越しをお願いするものでございます。

なお、事項のところに「自転車事業」と書いてございますが、これは競輪関係の財団から補助を受けるということで記載させていただいております。以上でございます。

○渡辺企業立地課長 企業立地課でございます。

資料の、同じく5ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計にかかわります、繰越明許費でございます。

工業団地整備事業費でございますが、菊池テクノパーク整備事業及び熊本臨空テクノパーク関連交差点改良事業におきまして、合計8億2,400万円を御提案するものでございます。菊池テクノパーク整備事業におきましては、擁壁の工法検討に不測の時間を要したため、造成工事に係る経費5億8,500万円を繰り越し、また熊本臨空テクノパーク関連交差点改良事業におきましては、設計及び関係機

関との協議に不測の時間を要したことによりまして、用地取得及び工事に係る経費2億3,900万円を繰り越すものでございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○小原観光課長 観光課でございます。

説明資料6ページをお願いします。

熊本県野外劇場につきましては、今年度で指定管理期間が満了するため、来年度以降の指定管理者の選定を進めているところでございます。

そこで今回、熊本県野外劇場の債務負担行為の追加及び指定管理者の指定を提案させていただいております。

まず、熊本県野外劇場アスペクタの指定管理委託料として、来年度から平成29年度までの5年間で、限度額9,084万3,000円の債務負担行為を追加しております。この限度額は、平成26年度以降の消費税増額を考慮した金額を設定しております。

次に、説明資料12、13ページをお願いいたします。

議案第46号の、指定管理者の指定についてでございます。

右側の13ページの、熊本県野外劇場指定管理候補者の選定についてで御説明申し上げます。

まず、1の選定の経緯でございますが、募集要項配布期間を8月21日から9月21日までとし、募集に係る現地説明会を8月28日に実施しております。

申請書の受け付け期間につきましては、9月14日から21日までとし、期間終了後、書類審査を行い、10月10日に選考委員会を開催しております。

次に、2の選定結果でございますが、アスペクタ管理運営共同企業体を指定管理候補者として選定いたしております。

選定の理由につきましては、まず積極的なイベント誘致などの提案による施設利用の促

進、利用者サービスの向上を図るとともに、地元の地域と一体となった取り組みなど、事業計画などの具体性が他の応募者より高いこと、次に、収支計画等においても実現可能性が高く、安定した管理運営が認められること、そして指定管理候補者選考委員会における審査においても最も高い得点を得、指定管理候補者として適当との報告を受けたこととでございます。

指定管理候補者の提案価格については、現行の消費税率5%での提案価格でございます。

次に、4の指定管理候補者選考委員会における審査状況等でございますが、申請者は受け付け順に共同事業体南阿蘇再生プロジェクトと、アスペクタ管理運営共同企業体の2団体から応募がございました。

選考に当たっての基本的な考え方でございますが、熊本県野外劇場は県民の文化の振興を目的としており、目的に沿った催事誘致と自主企画事業の計画など、野外劇場の利用促進策の評価を重視しております。また、効率的な管理を行うことでの維持管理費の低減や、安定して管理を行うための人的基盤やノウハウの有無などを評価いたしております。

選考委員会からの意見でございますが、指定管理候補者としてアスペクタ管理運営共同企業体が適当、その理由として、アスペクタ管理運営共同企業体が提示した事業計画は、熊本県野外劇場で求める施設の利活用に関する取り組みが充実しており、利用者へのサービスや施設の維持管理などに係る実施内容についても他者よりすぐれたものであると評価したとの意見をいただいております。

得点状況についてでございますが、共同事業体南阿蘇再生プロジェクトが290.5点、アスペクタ管理運営共同企業体が401点でございました。

なお、指定管理候補者選考委員会委員氏名などにつきましては、外部の有識者5名の方

をお願いしております。

以上、指定管理候補者の選定について御説明させていただきました。よろしく御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 それでは企業局長から総括説明を行い、続いて関係課長から説明をお願いします。河野企業局長。

○河野企業局長 企業局でございます。

今回、企業局から御提案申し上げております議案等の概要について説明いたします。

議案につきましては、電気事業会計及び有料駐車場事業会計におきます債務負担行為の設定に係る補正予算関係2件でございます。

詳細につきましては次長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

また、本日は荒瀬ダム本体の撤去工事の進捗状況につきまして報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○古里企業局次長 説明資料7ページをお願いいたします。

いずれも債務負担行為の設定でございます。

まず、7ページ電気事業でございます。発電総合管理所の建物の清掃業務委託等に伴います債務負担でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

有料駐車場関係でございます。上の段が有料駐車場の建物の清掃業務委託と、それから下段が料金徴収等の業務に係ります3年間の債務負担行為の設定でございます。

企業局は、以上でございます。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思

ます。質疑はありませんか。

○村上寅美委員 アスペクタ、これは共同企業体としておるね。共同企業体として有限会社の1社しか名前が出ておらぬけれども、これは大丈夫。どういうところと組んでおるか。

○小原観光課長 アスペクタ管理運営共同企業体ですが、4社から成っております、1社が有限会社アワーハウス、これは音楽の事務所でございます。それからチャーリー音楽事務所、それから株式会社三勢、これはビルメンテナンス会社でございます。それと株式会社キューネット、この4社でございます。

○村上寅美委員 それは今やっているところ。

○小原観光課長 さようでございます。

○村上寅美委員 ああ本当。それなら心配要らぬわけだね。

それからもう1点。家賃の滞納で裁判で追い出しかけておるけれども、まだ出ておらぬということだけれども、いつからいつまで、金額は幾らぐらい。

○大谷労働雇用課長 これまで、要するに未払いの金額が922万円ございます。それに延滞利息が、現在の算定で2,270万円。それ以外に若干、損害金とか何やかんやでざっと150から200。まだ確定しない分もございます。

○村上寅美委員 これは、もう判決が出ておるとだろう。

○大谷労働雇用課長 その裁判を起こすことについて、御了解をいただきたいと……。

○村上寅美委員 起こすことによって……。では、まだ結論は出ておらぬ、裁判の判決は出ておらぬわけだね。何で、こがんとめたつかね。

○大谷労働雇用課長 実際、建てて結局、総額4,200万円ほどを20年で割賦返済していただくことになっていたんですけれども、平成2年ごろから延滞が続いていまして、そのころは1,200万円ぐらい残っていたんですけれども……

○村上寅美委員 分譲たい、これは。分譲したの。賃貸じゃないの。

○大谷労働雇用課長 この中小企業従業員住宅というのは、厚生年金基金を（……「何であつてもたい」と発言する者あり）県で建設いたしまして、20年間貸し付ける。その元利合計額を20年間で払ってもらって、20年間で全額払っていただいたら……。

○村上寅美委員 自分のもの。

○大谷労働雇用課長 はい、そうです。

○村上寅美委員 それでは分譲と一緒にですね。

○大谷労働雇用課長 はい、事実上ですね。ただ、それが途中でとまったものですから。

○村上寅美委員 1件だけ。

○大谷労働雇用課長 もう、1件しか残っていません。

○村上寅美委員 そらとらなんたい。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 今のアスペクタですけれども、細川さんのときに、えらいにぎにぎしくスタートして、今、年間に催事はどのくらいあっているんですか。

○小原観光課長 利用状況でございますが、平成24年度11月までの8カ月間でございますが、野外ステージを利用したイベント件数は12件でございます。その利用日数は24日。また、そのほかの音楽練習室や楽屋の利用状況は、合計延べ130日となっております。

○岩下栄一委員 何かアスペクタは、ひとろに比べて何となく影が随分薄いですね。だから催事が余りあってないんじゃないかと思っていたんですけども、結構あっているじゃないですか。私は、チャーリーのあれぐらいしか知らない。

○小原観光課長 アスペクタにおきましては、2,000人以上のイベント等も行われておりまして、カントリーゴールドのほかに今年度は南阿蘇さわやかウォークあるいは8月に行われましたバイクヘブン、10月のレインボー2012のコンサート、これには4,000人以上の参加者があっております。以上でございます。

○村上寅美委員 部長が読んだセーフティーネットの充実、それはどういうことを考えているの。

○真崎商工観光労働部長 このセーフティーネットは、金融円滑化法に伴うセーフティーネット、それから7月の大災害に伴うセーフティーネット第4号といたしますけれども、現在その法律上2つのセーフティーネットがございます。金融円滑化法が来年3月末で切れますが、ただ、いわゆる資金繰りを円滑にや

る方策としては、これ恒久化が図られており、法律の期限が切れてすぐにその影響が出るというふうなことは考えておりません。

セーフティーネットは、当初、全業種だったのが、ことし11月からいわゆる不況業種といたしますか、厳しい業種に縮まりましたけれども、ただ、まだ現在も続けておりますし、そういうセーフティーネットは2種類、5号と4号を挙げましたけれども、これらの活用を経営の厳しい中小企業の方に御利用いただいて、頑張っていただきたいといたしますか、その辺の周知徹底を図っていきたくて思っております。

○村上寅美委員 だから、そうだけれども、セーフティーネットということは、やっぱり国の経済対策として、不況業種とかいろんなところに厳しいからセーフティーネットをするわけでしょう。ところが、中小企業個々になれば、もうパイがいっぱいだということで貸さぬのよ。だから、セーフティーネットの意味をなさんわけたい。セーフティーネットが金融機関と円滑に取引するなら、セーフティーネットを保証協会に頼むことも、一般的にないわけよね。第一義的には民・民の取引で金融機関とやっておるわけだから。しかし、それで厳しいから、担保がないとかいろいろ言うから保証協会というのを普通は使うわけでしょう。そうですね。それで保証協会を使う、それで借りているわけね。そこで大体満杯になるぐらい借りているわけだ。それで、なおかつこの業種が厳しいというようなときにセーフティーネットをいうことを国がかけるわけね、かけるわけでしょうが。かけるけれども、もういっぱいになっておるよというのが、金融機関の見解なのよね。もう、わからぬじゃないわけたいね、やっぱり借った金を返しておらぬから。しかし、セーフティーネットという制度がある限り、そこは別枠というか、枠を別途に考えてくれると、そ



うすると非常に助かるわけね。その辺どうか。せつかく制度をつくる、県もそういうふうに推進している、これまではわかるわけよ。一生懸命やってくれているということは、わかる。ただ、取引になれば、これは金は金融機関が出すんだから。そこになってから、あなたたちが思うように、あなたたちが考えていることと金融機関の実務取引は違うわけですよ。この辺のギャップをやっぱり理解してもらうように、県に対してはしてほしいというふうに思うわけよ。

○真崎商工観光労働部長 村上委員の今の御発言は、実際に実体の経済としてはあるのかなという気はいたしております。ただ、厳しい中小企業のほうもセーフティーネットを利用して繰り延べとか融資を受けたりされているところ、ではその後どうするのかと、再建計画そのものもまだおつくりになってないところがたくさんございます。ですから金融機関としても、基本的にはお金を貸して利ざやで稼ぐという民間企業でございますので、なかなか返済の計画もつくってないところに、さらに貸し出すのは厳しいとは思っております。ですから、資金繰りだけではなくて、ことしは来年4月以降のこともにらみまして、経営支援機関、商工団体とか、保証協会等も入ると思いますけれども、それと金融機関です。商工会は金融機関のほうに入りますが、そういったところと連携をするような会議をつくりまして、融資とそれから経営支援の両輪で、何とか厳しい中小企業の方にも頑張っていたきたいという取り組みを、実は今年度始めております。

○村上寅美委員 いつから始めてるの。

○真崎商工観光労働部長 準備会議はやってきたんですけれども、全体会議は、この前私が出たのは11月だったか——11月に双方の役

員クラスの方にお集まりいただいて、国からも財務局、経産局からおいでいただいて、その辺の意思統一を図ったところでございます。

○村上寅美委員 だから今言ったように、それは借りた金は返さないかぬと僕も言ったよ。返さないかぬから、放漫経営をして立ち直りができないというところに出せと言っている話じゃないわけだ。一生懸命やっているけれども運転資金が足りないというのは、市場関係いっぱいあるわけよ。それで、言われても銀行までつなぐだけで、どうしようもないわけだ。それから先はこっちも権利もないし、助からぬわけよ。そうすると、夫婦で一生懸命やったり、中小でやったりしている人たちが一生懸命やっているのに、その金が出ないというところで、店を閉めると。閉めたら、やっぱり借入金の返済はできないし。だから、その辺の見きわめは大事なことです。大事なことだけれども、だから返せないという、事業計画とか資金計画も含めて能力がないと判断したところは、これは番外だから。ただ、一般論としてはやっぱり、ぜひその辺のところの見定めはしてほしいということで、現場とのギャップがあり過ぎるとたい。

ところが、保証協会になればわかっておる。保証協会あたりと詰めてごらん、どのレベルまでかということは大體わかっておるけん。だから、やっぱり一生懸命、真面目に努力しているというところに関しては、ぜひ見てほしいということをお願いしておく。

○佐藤雅司委員長 要望でいいんですね。

ほかに質疑はございませんか。

○泉広幸委員 先ほど部長のほうから説明がありましたけれども、依然として雇用情勢が厳しいというお話ですけれども、県内の各地

区ごとのある程度の状況というか、それをちょっと教えていただければな。

それと、あわせて商工観光労働部で成長分野に重点を置くという話ですけれども、主にその成長分野とはどんな分野があるのですかね。そこも、ちょっと教えていただきたいと思います。

○大谷労働雇用課長 雇用情勢を一番あらわしています地域別の有効求人倍率の状況を、ちょっと御説明させていただきます。

一番高いのが、菊池、熊本、阿蘇が高いです。逆に低いのが、球磨、上益城、八代、天草、宇城というような状況でございます。

○奥菌産業支援課長 成長分野の観点で、ちょっと説明させていただきます。

5つほど成長分野、重要分野というのをつくっております、いわゆる半導体、セミコン関係が1つですね。それからモビリティ、これは自動車関連、移動になりますから造船とかそこらも入ってきますが、それが1つ。それからクリーンフォレストと言っておりますが、——クリーンと言ってますけど、エネルギー関係とかそういったもの、それからフード・ライフフォレストということで、食品関係ですね。さらに社会システムということでIT関係とか、今いろんな社会が動いておりますので、それを統合してコントロールするようなところ、そういったところを重点というふうに考えておるところでございます。

○泉広幸委員 わかりました。

○平野みどり委員 企業局の有料駐車場料金徴収業務ですが、これはパレアの裏の県営駐車場のみの料金徴収業務と考えていいのでしょうか。

○古里企業局次長 新屋敷のほうに第2駐車場がございますので、そこも含めた料金徴収でございます。

○平野みどり委員 主に人件費ということですよ。

○古里企業局次長 まさに、そのとおりでございます。

○平野みどり委員 パレアのほうは何人ぐらいで、あそこはされているんですか。

○古里企業局次長 あそこは、24時間365日やっておりますので、常に2人の職員を配置するようにしております。

○平野みどり委員 機械に入れるのはなかなか大変だったりすることも、高さによってあるので、人が対応してくださるのはいいんですけども、ほかの駐車場も結構自動になっていますけれども、そこら辺は雇用の場の確保という意味では実施したほうがいいのかもしれないけれども、そこら辺は検討とかはされたりしているのでしょうか。

○古里企業局次長 いろんな利用者の皆様のお声を聞く中で、やはり私どもの特徴として、常時人がいるということの安心感、特に女性のお声があります。ですので、やはりそこはちょっと県民に治安上の関係で適切な行政サービスという点からは、やはり職員が常駐するという形は堅持していきたいというふうに考えております。

○平野みどり委員 はい、わかりました。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はございませんか。

○泉広幸委員 余談になりますけれども、コンクリートから人への政権が、今度、選挙が終わりましてかわりました。

そこで部長あたりの答弁をちょっといただきたいんですけれども、今回、政権が間違いなくかわりますから、その先、今までの政権よりも大いに期待できると思っておられるのか、まあ余り変わらないだろうと思っておられるのか、これは何かコメントがあればちょっとお聞きしたいなど。大いに期待しているのか。経済情勢を含めてですね。

○真崎商工観光労働部長 経済関係に限ってというふうなことで、お答えさせていただきますと、民主党政権下におけるここ3年数カ月、これは特に民主党政権のせいばかりとは申し上げませんが、経済的には非常に疲弊してきている、これはもう世界経済の流れは大きいとは思いますが、円高に苦しみ、それから欧州危機等もあって輸出産業は非常に疲弊しておると思います。

ですから今度、自民党中心の政権にかわるだろうという泉委員の御発言を前提にお答えしますと、これまで選挙前にも、この結果が出る前にも、自民党安倍総裁の口から、やはり経済の建て直しだということで、大型の10兆円超の補正予算等をやる、補正予算をつくらうとか、そういう発言をマスコミ等で我々見聞きしております。

そういった意味で、県としましては実は、もしそういった場合にほかの県におくれをとらないようにというふうなことで準備を進めてきております。

10兆円、もちろん昔の公共工事中心ではないみたいなニュアンスの御発言もございましたけれども、先ほど泉委員の質問がありました成長分野等に我々、そういう投資が行われるとしたら、本県としてもそういった機会をとらえて、本県経済の浮揚に使いたいという意図はあります。そういったことに資するような予算

の要求をこれからやっていきたいと思えますし、経済の立て直しについては大変期待をしているところではあります。

○村上寅美委員 関連。ここは委員会だからあれですけれども、それぞれの党派というか、いろいろ全部入っておるけれども、早速、経済対策を自民党は打つと言っている。

だから、下準備というか、その辺はあると思うんだよ。21年に自民党政権のとき、21年の第1次の補正予算で14兆か打って、それが21年、22年ぐらいまでは、21年の9月はもう政権がかわったけれども、これが22年まで非常に功を奏したという、ごく近い歴史があるわけね。

だから、経済対策はまず打つだろう、恐らくそういうふうに我々みんなは見ているわけね。だから、商工としては重点施策というか、緊急政策としてどの辺か大体めどはあるの。

○木村商工政策課長 商工政策課でございます。今、村上委員から御指摘のありました経済対策につきまして、当然そのときの、麻生政権のときに行われました追加経済対策なども参考にしながら、先ほど部長のほうから説明がありました成長分野等も含めて、部内で今あらゆる場合を検討して……

○村上寅美委員 それは、もう答えは出なくてもいいけれども、我々は22日に緊急に市町村を集めて勉強会をするわけです。要望を聞こうということをやろうとしていますから、当然、準備が早かったから801億という金が熊本には落ちたわけよね。それは、もうスタッフもかわっておらぬわけだから、その辺はぜひひとつ、それぞれの課において思い切って検討してもらいたいということを要望しておきます。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○佐藤雅司委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第7号、第8号、第41号、第46号及び第55号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、採決をいたします。

議案第1号、第5号、第7号、第8号、第41号、第46号及び第55号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

報告の申し出が、商工観光労働部から4件、企業局から1件あっております。

まず、それぞれの担当課長から説明を受けた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告1、報告2について、労働雇用課から説明をお願いします。大谷労働雇用課長。

○大谷労働雇用課長 労働雇用課でございます。

別冊の経済常任委員会報告資料の、1ペー

ジをお願いいたします。

24年度の基金事業の取り組みについて御説明いたします。

まず、上段の県事業分についてでございますが、11月末までで77事業、21億円の計画で1,224人の雇用創出を見込んでおります。

今回、追加分として24事業、1,000万を計画し、197人の雇用を創出することとしております。

次に、中段の市町村事業分についてですけれども、11月末までで399事業、18億7,000万円余の計画で、1,439人の雇用創出を見込んでございます。

今回の追加分として、22事業、2,000万円の計画で92人の雇用を創出する見込みでございます。

また、次のページ以降に県事業の追加分の一覧表を添付してございます。

続きまして、委員会報告事項の4ページをお願いいたします。

就労・生活支援に関するワンストップサービスセンターの設置について説明いたします。

まず、ワンストップセンターの設置の背景、目的等についてでございますけれども、平成22年12月に国の出先機関の原則廃止に向けたアクションプランが閣議決定されております。

これに対し全国知事会は、地方移管の最重点分野としてハローワークの全面移管を国に求めてきております。このアクションプランの中で求めておりましたが、このアクションプランの中では、ハローワークについては3年程度、地方自治体と一体的な事業を行い、その成果と課題を検証することとされました。

本県では、引き続きハローワークの全面移管を国に求めつつも、平成24年の2月、県民の利便性を向上させることを目的として、鶴屋東館9階の熊本県民交流館パレアに設置し

ております県の就労支援機関、「しごと相談・支援センター」と熊本労働局の「しごとサポート水道町」を一体的に運営し、ワンストップでサービスを提供することを内容とする提案を、国に対して行いました。

それ以降、その実現に向けて熊本労働局と協議を重ねた結果、平成25年度から県の「しごと相談・支援センター」を熊本労働局の「しごとサポート水道町」に移転して、県と労働局とが一体的に取り組むワンストップサービスセンターを設置することになりました。

次に、ワンストップサービスセンターの概要でございますけれども、施設の所在地は熊本市中央区水道町にあります朝日生命熊本ビルの1階で、面積は330平米でございます。

運営時間は、平日は熊本労働局の一部コーナーを除き、8時半から17時まで、土曜日は10時から17時までを予定しております。また、事業開始は平成25年の4月を予定しております。

事業の内容でございますけれども、ワンストップサービスセンターでは雇用関連情報の提供、キャリアカウンセリング、各種セミナー等の実施、職業相談から職業紹介、就職後のフォローまでのサービスをワンストップで提供することとしております。

次に、期待される効果でございますが、4点挙げております。

1点目は、きめ細かな就労支援でございます。キャリアカウンセラーを常設することで、再就職の方向性が明確でない求職者の一人一人に合ったきめ細かな就労支援が可能になります。

2点目でございますけれども、生活関連情報の提供でございます。雇用に関連する健康保険や年金の相談、子育てに関する情報や公営住宅、福祉サービスに関する情報の提供が可能になります。

また3点目、労働相談の充実でございます

す。求職者が転職されるときは何らかの問題を抱えておられる場合が多く、労働相談をハローワークと同じ施設内で行うことで、利用者の利便性が向上いたします。

4点目は、場所的利便性の向上でございます。県の「しごと相談センタービル」の9階でございますけれども、移転先の「しごとサポート水道町」はビルの1階にあり、場所的に利便性が向上いたします。

具体的な施設と機能につきましては、次のA3の折り込みのワンストップサービスセンターのイメージ図をごらんください。

中央の太い黒枠で囲っておりますが、フロア全体の区画になります。来所者は、まず中央左側の総合案内所に来ていただき、受付の者が来所者のニーズを把握した上で、適切な窓口にご案内することとしております。

イメージ図の右上が、職場のトラブルなどについての助言を行う労働相談、保育、公営住宅、健康保険、年金などの生活に関する相談、情報を行う生活相談と今後の就職活動の進め方についてきめ細かな助言を行うキャリアカウンセリングの3つのコーナーが県の機能となります。

一方、熊本労働局の機能でございますけれども、非正規労働者に対する安定的な職業の再就職の支援を行いますキャリアアップハローワーク、地域共同就職支援センター、マザーズコーナーと子供の一時預かりを行いますキッズコーナー、パソコンで求人情報の閲覧ができる求人検索コーナー、求職者の個人情報に配慮して相談を受ける個人面談ブースがございます。

このほかにイメージ図の左側に、各種セミナー等を県と労働局でそれぞれ実施することとしております。

こうした県民サービスの向上によりまして、安心して働くことができる環境整備がなされることとなります。来年4月の事業開始に向けて、しっかり準備を進めてまいりたい

と考えておりますので、御報告させていただきます。

報告は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤雅司委員長 それでは、報告3について国際課から説明をお願いします。山内国際課長。

○山内国際課長 国際課でございます。

資料に基づいて、説明をさせていただきます。

中国での商標登録出願に関する異議申し立てについてでございます。県では、中国、台湾、香港について「熊本」という地名を持つ商標登録の抜け駆け出願調査を専門業者に委託をしているところですが、その委託業者のほうから、中国において去る10月27日付で、以下の3件の商標登録出願があったことが公告されたということがわかりました。

県では「熊本」という文字は、中国商標法の規定に基づき商標とすることはできない公知の外国地名であるとして、出願に対する異議申し立てを行うこととし、現在手続中です。

出願の内容ですが、(1)に書いていますとおり「熊本购」という名称の商標です。「熊本购」の「购」は、「購買」の「購」なんです。出願者は成都熊本購電子商務有限公司という会社。これは、ネットで調べるとパソコン関係の卸とか小売をやっている会社です。

商標の対象品目は、第9類、35類、36類といったコンピューター関係ですとか屋外広告関係とか、こういったものです。

県の対応といたしましては、2番のところに書いてありますとおり、中国商標局に対する異議申し立てを行うこととし、国内の特許事務所に対して現在委託をして準備を進めております。

異議申し立ての内容は、「熊本」は中国において周知の外国地名であることから、中国商標法第10条第2項の規定により商標とはできないということで申し立てます。

異議申し立ての期間が、申請があったときの公告から3カ月以内ということになっておりますので、1月27日までに進むように、今準備中でございます。以上です。

○佐藤雅司委員長 それでは、報告4について、くまもとブランド推進課から説明をお願いします。坂本くまもとブランド推進課長。

○坂本くまもとブランド推進課長 お手元の資料の6ページを、お開きいただきたいと思います。

報告でございます。観光交流スクエアの活用についてでございます。

観光交流スクエアは、鶴屋東館にあります。くまもと県民交流館の1階にあります。現在、物産、観光等の振興のための施設として活用させていただいております。

現状といたしましては、指定管理者といたしまして物産振興協会に委託しております。指定管理をさせていただいております。その上で、かたらんね協議会というところが実質的には運営をしているというような状況でございます。

面積といたしましては、参考のところに書いてありますが、平成14年4月にオープンいたしました。面積として200平米でございます。

こちらの施設が周りのびぷれす広場並びにわくわく市場等、類似代替施設が増加し、来訪者等が減少したことによって、この公の施設としての設置意義が低下しております。

こういうことから、現在の指定管理期間が終了する平成24年度末までに、県産品販売に係る共同店舗としての運営を終了したいというふうに考えております。

それで25年度からはくまモンを活用いたしました観光物産振興のための情報発信拠点として整備を図って活用してまいりたいというふうに考えております。

参考のところに利用状況等を書いてございますが、利用料金収入といたしまして、平成20年が1,500万円余ありましたが、平成23年度には860万円余となっており、43%ぐらい減少しているというような状況で、物産協会の持ち出しがふえているというような状況がございます。そうしたことから、廃止をさせていただきたいということでございます。

現在検討しております施設についてでございますが、観光物産振興のため、くまモンを活用して観光や物産に関する情報発信の常設展示スペースを設置するというふうに考えております。

現在、私どもの課のほうに、くまモンの関係で県内外の方から、ファンレターといえますか、そういうものがいろいろ届いております。週に40通を超えるような状況がございます。

その中で、生くまモンにぜひとも会いたい、どこに行ったら会えるかというようなことも常時、その手紙の中から散見されております。

そういう意味から、こちらのところで一定の時間を決めて、そのくまモンを出場させ、県内外の方との交流をする施設、並びに県内観光地の紹介、それと物産等の紹介、販売を行ってまいりたいというふうに考えております。

今後のスケジュールでございますが、今年中に指定管理者の外部委員を選定いたしまして、どういうレイアウトにするのか、そういうものについて詳細の詰めを現在行っているところでございます。3月までに指定管理の募集方針並びに要項等を作成して、募集を始めたいと思っております。4月から6月まで、スクエア棟の改装並びに指定管理者の選

定を行いまして、6月議会に指定管理者の決定並びに運営委託費の計上等を提案させていただきたいというふうに考えておまして、7月の冒頭オープンを予定させていただいております。以上でございます。

○佐藤雅司委員長 それでは、報告5について企業局から説明をお願いします。古里次長。

○古里企業局次長 それでは、資料の7ページをお願いしたいと思います。

荒瀬ダム関係の撤去工事の進捗状況について御報告いたします。

まず1でございますが、これまでの経緯でございます。右側の8ページの写真を使いながら、説明させていただきます。

写真の①でございます。本年9月から現場での撤去工事を開始し、10月には県道、右岸側でございますが、工事脇ゲートの1門を撤去しております。

次に9ページでございます。

上段の写真②をごらんください。ダムの下流から見たものでございます。ダムの堤体に2カ所の放流工、トンネルを明け、その後、その上流側に水位低下ゲートを設置する予定でございます。

写真は、これからの工事を行うために必要な、仮締め切り、仮橋等のイメージを示しております。

その下の写真③が、今の現場の様子でございます。11月から12月にかけて、仮締め切り等の設置を進めております。

次の10ページをお願いいたします。

写真の④が、ダム直上流での岩盤掘削を行っている様子でございます。

済みません、7ページに戻っていただいております。よろしゅうございますか。

次に、中ほどの2の、今後の予定でございます。(1)のところでございますが、工事の

関係の①でございます。今月から2月にかけて、先ほど御説明しました放流工の掘削と水位低下ゲートの設置を行う予定でございます。

次の②のところでございますが、3月からゲートを開放し水位を低下させていく予定でございます。

その下の米印のところでございます。工程の追加が必要となりました岩盤掘削については最終段階になっておりますが、この工程の追加に伴う全体工程の影響をできるだけ少なくするために、工事時間の延長、施工手順の組みかえ等を今進めるところでございます。

引き続き河川管理者、施工業者など関係者との連携を密にして、安全と環境に最大限配慮しながら工事を進めていきたいというふうに考えております。

次に最後になりますが、その他のところでございます。荒瀬ダム撤去フォローアップ委員会と、地元の方々を中心とした工事現場の見学会の開催を予定しているところでございます。

説明は、以上でございます。

○佐藤雅司委員長 以上で報告の説明が終了いたしましたので質疑を受けたいと思っておりますが、質疑はありませんか。村上委員。

○村上寅美委員 中国で商標登録のやつ、これはこの会社は日本人ね、現地人ね。それだけ。

○山内国際課長 ネットで確認をした限りでは、中国の四川省にある現地の企業です。

○村上寅美委員 現地企業。では日本人ではないわけね。

○山内国際課長 現地の方のみと思われま

す。

○佐藤雅司委員長 ほかにありませんか。高木委員。

○高木健次委員 今のに関連しますけれども、この異議申し立ては、中国はよく、いろんな外国のをぱくったりなんかやっていますよね。今まで県は、中国への異議申し立てというのは、これ以外に何回かやっておるんですか。

○山内国際課長 異議申し立ては、今回が初めてです。

○高木健次委員 ということは、その結果というのは、どがんなるかはわからぬわけですね。特に中国なんかは、ぬかにくぎを打つみたいないな感じで、こがんと異議申し立てがきても、それはさほど気にしないというか、全く問題ないような取り扱いしかならないだろうと。やっぱり、その辺を見越しての異議申し立てなのかなと。

○山内国際課長 一応、国同士でもこういった商標登録関係では、日本から中国への申し入れをやっておりまして、その中で都道府県ですとか政令指定都市以上の地名については、名簿を中国側の政府に示して、これはいわゆる外国の公知の地名だということで、商標登録があっても受け付けをしないようにという依頼が、日本国政府から中国政府のほうへしてあって、中国政府のほうからは、そういった申請があった場合は厳正に厳格に審査をするという回答がなっています。

他県の例でいきますと、「長崎」という地名が、これは現地の企業が一度商標登録をしたそうですが、却下になっているというような事例もあり、そういったこれまでの国からの中国政府への申し入れ等も踏まえると、異議申し立てが認められる可能性もあると思っ



ております。

○高木健次委員 来年の1月27日が提出期限となっておりまけれども、これは費用とかはどのくらいかかるか、また、その提出をして結果が出るまでにどのくらい期間がかかるのか、要するのか、その辺はいかがですか。

○山内国際課長 費用のほうは100数十万くらいかかります。

結果のほうで、現時点ではいつごろまでかかるかというのは、まだ推測ができておりません。

○高木健次委員 今の時点でいろいろ言うことは難しいものがあるのかなと思うけれども、いい結果が出ない場合は、また異議申し立てとかそういうこともあり得るんですか。

○山内国際課長 異議申し立てが認められなかった場合はどうするかでしょうか。

一度登録されてしまうと、もう登録の取り消しというのは事実上なかなか難しいというのが現状です。

○村上寅美委員 ちょっとよかね。あのね、これは私も定かではないけれども、例えば青森あたりがリンゴで、たしか登録をされているように聞いたがな。そういう事例は知らない。だから、えらい困ってしまっ。

○山内国際課長 中国側が先にやって……。つい先日も、どこでしたか、関東のほうで……。

○村上寅美委員 そうというのが日本に幾つかあるだろう。あるわけよ。

それと、上海はうちの出先があるだろう。その辺で、ネットで、ネットでと君は言うてるが、相手の身分も調べさすつたい。当然

そのくらいのことは、しておると思うがね。

○山内国際課長 今回の件も情報が入った瞬間、熊本の本庁のほうでも調べておりますが、上海事務所のほうからも調べております。

○村上寅美委員 これは、やられたら終わりだぞ。最初、出鼻で整理しておかんと、という気がする。青森を調べてごらん。リンゴを売るのに「青森リンゴ」で売れぬらしたい。そういう話は、何年前前に聞いたことがあるがね。

○佐藤雅司委員長 後で調査して、報告してください。

○山内国際課長 青森もちょっと確認をしますが、最近の有名な話ですと、「i P h o n e」ですか、あれが中国で先に違う会社が商標登録をやっていて、その名前は使えない、青森のような有名な事例がありますので、とにかく、まずきちんと期限内に異議申し立てをちゃんとやるということが大事だというふうに思っております。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんか。高野委員。

○高野洋介委員 就労ワンストップサービスについてお尋ねしたいんですけども、これ熊本市だけでやると思うんですけども、これは多分25年の4月から開始予定なんですよけれども、その後ほかの市町村とか、そっち方面でされるおつもりはあるんですか。

○大谷労働雇用課長 若者については、水前寺駅にありますジョブカフェでやっております。今回の目的は、女性、一般の方向けの要するにワンストップセンターという形になっ

ています。若者のジョブカフェについては、各振興局にランチをつくって、その補完的なことをやっています。

女性、一般向けにランチを使うのかどうかについては、ちょっとこれからまた一体化を進める中で検討させていただきたいというふうに思っております。

○高野洋介委員 その答弁では、多分今のところは予定がないという答弁なんでしょうけれども、何でも、何でもこういふことを言うかといひますと、やっぱり今、熊本市内にこれをつくるのはもちろんいいんでしょうけれども、郡部の人たちが熊本市内に出てきて仕事を探している方々もいらっしゃるんですけども、今、郡部で一番困っているのは、若者がいなくなっているんですよ。だから、まずそこを第一義的に阻止するよう政策を打っておかないと、結局ここにしても、また一極集中で熊本市に人が集まるだけですから、熊本市は政令市になったんですから、ある程度は熊本市も責任感を持ちながら雇用対策をされると思うので、もう少し県として郡部のほうに目を向けながらやっていかないといかぬと思うんですけども、それについてどういうふうにお考えなんでしょうか。

○大谷労働雇用課長 ブランチに関して明言しなかったのは、労働局さんとの最終調整がついてないものですから、その辺であって、具体的に本当に検討し、ランチ自体が今はもう女性とか一般の方も対応していますので、できるだけその辺の強化をしたいという気持ちは持っております。

○高野洋介委員 ブランチはランチで水前寺にあるわけでしょう。それと別にワンストップサービスをするわけでしょうが。ですから私が言っているのは、ランチはランチで否定するものではないし、いいんですよ。

だから根本的にいろんな労働局とのタイアップを、郡部の地元でもできることというのはあるんですね。だから、そこをもう少しやってくださいという意味の質問でございますので、そこはしっかり今後、今ちょっと薄くなっている部分を私は感じますので、出先のほかのところの労働局とも、もう少しタイアップしながら、若者、若手そして高齢者の方々それぞれ多種多様ありますし、地域によって実情があると思うんですよ。ですから、そこを踏まえて、もう少し郡部の雇用につながるように積極的に働きかけてください。もう答弁は要りません。

○佐藤雅司委員長 今のは、要望でいいですか。

○高野洋介委員 はい、いいです。同じ答えだろうから。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんか。平野委員。

○平野みどり委員 観光交流スクエアについてですけども、私も時々利用するんですけども、この数字にあるとおり、以前に比べて利用が減っているなど実感しているんですけども、鶴屋さんが1階をちょっと特色のある模様がえなどをされて、やっぱりあその観光交流スクエアが全然異質な空間になってしまって、ちょっと入りにくい雰囲気最近しているなという気がしていました。やっぱり人の入りも少ないような様子が見てとれます。

今回、くまモンの常設というか、くまモンをここにいさせてというようなことですけども、では、物産販売関係は一切ここではしないで、くまモン活用での観光物産に関する情報発信基地という形にするということで理解してよろしいんでしょうか。

○坂本くまもとブランド推進課長 物産を全然売らないということではなくて、そこは例えば限定グッズだとかそういうものは販売をさせていただきたいと思います。

どこまで売るかというのは、今後もう少し詰めさせていただきたいと思っています。

○平野みどり委員 生鮮食料品関係はしないというような感じなんですかね。

○坂本くまもとブランド推進課長 生鮮関係は、日持ちとかの関係もございまして、ちょっと厳しいかと思っています。

○平野みどり委員 鶴屋さんの地下もありますしね。そこら辺は無理に継続させて、生鮮食料品はどうかかなと私も思います。

それで、くまモン活用ですけれども、くまモンに関する本が熊本県ではベスト10に何冊か入っているというぐらいで、かなり地元でもくまモンの注目度というのはすごいわけですが、他県の人たちがそこに、このスペースに来て、くまモンとの交流も含めて熊本の情報を得ていく、ターゲットはやっぱり観光という意味で、他県であるというような形で理解してよろしいのでしょうか。

○坂本くまもとブランド推進課長 基本的には、先ほどファンレターの御紹介をさせていただきましたけれども、県外の方から、熊本に来ただけけれども、どこに行ったらくまモンに会えますかというお手紙をよくいただいております。その中で、例えばずっとそのくまモンがいると、ほかの活動等に差しさが生じますので、一定の時間を決めまして、この時間帯だったらくまモンがおりますという形をとりたいと思っています。基本的には県外の方々に交流を深めると。ただし、県内の方もいろいろ地域といいますか、熊本

市以外の方々は直接会えない方もまだまだ多いというふうに聞いておりますので、基本的には会えない方にそういうサービスを提供するような形を考えております。

○平野みどり委員 このスクエアからちょっと離れるかもしれませんが、このくまモンの活用という意味で、もう一県のマスコットの活用というところからかなり、このキャラクターも全国的な認知度も高まっています。キティちゃんに肉薄するぐらいまでできているのかな、この前、委員会で北海道を視察したとき、御当地くまモンで、サケを抱えているくまモンのストラップとかあったり、本当全国でそうやって活用されているんだなと思いました。そういう意味では、漫画であるとかアニメであるとか、そういうような形の展開なども、もう一県のキャラクターではなくて、していくことで新たな熊本の宣伝活動にもなるし、マーケットにもつながっていくのかなと思うんですけれども、新たなくまモンの活用というのは考えておられますか、新たな展開。新たなステージというか。

○佐藤雅司委員長 そういう御提案がありました。

○坂本くまもとブランド推進課長 新たなというのは現在、鋭意考えています。

ただ、そこはサプライズという部分もありますので、やっぱり何らかのときに出し方を考えていきたいと思っていますので、申しわけありませんが、もうしばらく待っていただいて、きちんとした形で出していきたいと思っています。

○平野みどり委員 この前、小山薫堂さんの「幸せのつくり方」という本かな、見ていたら、熊本の御当地新聞に4コマ漫画のくまモンの漫画を掲載させたらみたいなものも出て

いたみたいですが、全国紙の4コマ漫画でもいいですし、熊本には漫画ファンの方たちがたくさんいらっしゃるの、そういう方たちの協力も得ながらということもあって、もいいのかなということで、御提案ということです。

○佐藤雅司委員長 これは御要望でございます。

○高木健次委員 荒瀬ダムの撤去関係です。この中に、2月に工事現場見学会開催とありますよね。これは主に地元の方々という説明でしたけれども、地元の方々の要望か、それとも県のほうから主体的に、フォローの中でこういう説明会を、5年ぐらいかかる工事期間の中で何回か順次やっていくというふうな計画があるんでしょうか。

○古里企業局次長 荒瀬ダムの撤去工事に関しては、県内外から大変関心が高い、注目されているというふうに思っております。

まずはただ、そういういまでも、やはり荒瀬ダム撤去につきましては、地元の皆さんの大変大きな意見、要望等がございましたので、地元の皆さんの御心配を払拭するためにも、現在も大変透明性高く丁寧に工事の状況等を御報告しておりますが、やはり現場に一回入っていただくことで、さらに地元の信頼を得たいというふうに考えております。

○高木健次委員 これは、もうこれ1回。

○古里企業局次長 今回は1回ですが、今後とも適宜、節目節目で行っていく予定にしております。ただ、いつということは今明確に申し上げられませんけれども。

○高木健次委員 では、地元の要望というのはあるわけですね。地元から県工事を、こう

いうふうな現場を見学させてくれとかいう。

○古里企業局次長 私どもが今お聞きしている中では、地元の皆さんがメンバーになっている地域協議会、地元の協議会がございますが、その中でもやはり大変、この荒瀬ダム撤去に関して、環境に十分配慮すべきだということの御意見をいただいております。私どももそのつもりでやっていますので、見学会を実施しろという要望が直接あっているわけではございませんが、その延長線上でやはり私どもは地元の皆さんに広く知っていただきたいということで、こういうことを予定しておるところでございます。

○高木健次委員 地元というのは、どのくらいの範囲ですか。

○古里企業局次長 基本的に旧坂本村を対象に考えておりますが、まだ具体的にどういう募集の仕方をと決定しているわけではございません。今後いろんな地元の御意見も聞きながら、それに応じる形で実施したいと思っております。

○佐藤雅司委員長 それでは、もう質疑を…。その他に入ってよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶものあり）

○佐藤雅司委員長 それでは最後にその他でございますが、委員の先生からその他ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○佐藤雅司委員長 それでは私から1件。

総選挙も終わりました、本当に御苦労さまでございました。先般もちょっと申し上げたんですが、これから経済対策を、新しいステージ展開をしていくということになりますけれども、その経済対策の中に一つは、もうがちがちなったいろんな仕組みあたりも変え

ていく、規制緩和もやっぱり経済対策の一つかなというふうな感じを持っております。ただ単にお金を出していくことではなくて。

その中でソーラー関係もあります。農地法の関係とか非常に厳しい農地法、優良農地を守っていく、これは極めて大事なことであるということは、もう認識しておりますけれども、そのことと新エネルギーをどんどん出していくということも非常に大事なことであるというふうに思っておりますけれども、そうした県として、これから経済対策の一環として、もう、ただ単に経済関係の所管にかかわらず、いろんな部署で、これまでやっぱりいろんな障壁があったこと、こういったことも大いに出していくべきではないかなというふうに思っております。

したがって、ぜひそうしたことを洗い出していただいて、ここがこうなれば、この結節点が外れれば大きく展開できる、あるいはその影響が少ない部分についてはこうできるんだというようなことも、ぜひ皆さん方でちょっと洗い出していただいて、それをいろんな政策に反映していく、皆さん方からも国に対して要望していくことも必要ではないかなというふうに思っております。

その辺について全体的なコメントをちょっといただきたい、具体的なことは要りませんが、そうした規制緩和のこれまで障壁になった部分についての対策をやっぱり考えていかなければならぬと思いますので、その辺、部長いかがでございますか。

○真崎商工観光労働部長 今、佐藤委員長から御提案をいただきました。私どもも全くその気持ちは同じでございます。具体的なことは要らないとおっしゃっていただきましたけれども、議案の説明の中でもそういった、農地法に限りませんが、いろんな縛りがあって、新エネルギーの開発、設置が進んでない部分がございます。そういったことに

ついては、私どもは私どもの所管官庁であります経済産業省等につきまして、これからも地元の声、地方の声として上げていきたいと思っておりますので、県議会としてもいつも変わらぬ御支援をいただければと思っております。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午前11時35分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済常任委員会委員長